

浜田市食育推進キャラクター使用承認要領

浜田市食育推進ネットワーク会議

平成25年7月12日制定

(目的)

第1条 この要領は、浜田市食育推進キャラクター「びいびくん」及び「びいびくんファミリー」（以下「キャラクター等」という。）の使用承認の基準及び使用承認の事務処理に関し必要な事項を定める。

(キャラクター等に関する権利)

第2条 キャラクター等に関する一切の権利は、浜田市食育推進ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）に属する。

(キャラクター等のデザイン)

第3条 キャラクター等のデザイン及び仕様は、別記のとおりとする。

(使用承認申請)

第4条 キャラクター等を使用しようとする者は、予め、ネットワーク会議に「浜田市食育推進キャラクター等使用承認申請書（様式第1号）」を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 新聞、テレビ、雑誌等の報道機関が報道の目的で使用する場合。
- (2) その他、ネットワーク会議が特に申請を要しないと認めた場合。

(使用承認の基準)

第5条 ネットワーク会議は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、当該申請に係る使用が浜田市の食育推進イメージアップと浜田産品のPR促進等につながると認められる場合には、使用を承認するものとする。

2 PRキャラクター等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを承認しないものとする。

- (1) 浜田市及びキャラクター等の品位を傷つけるもの又は正しい理解の妨げになると認められるもの。
- (2) 法令又は公序良俗に反すると認められるもの又は反するおそれがあるものと認められるもの。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているもの又はそのような誤解を与えるもの並びに与えるおそれがあると認められるもの。
- (4) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たると認められるもの。
- (5) 使用承認の申請の内容又は責任の所在が不明確と認められるもの。
- (6) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるものと認められるもの。
- (7) その他、ネットワーク会議が承認することが不相当と認めるもの。

(使用承認等)

第6条 ネットワーク会議は、キャラクター等の使用を承認する場合は、「浜田市食育推進キャラクター等使用承認通知書(様式第2号)」により、又、キャラクター等の使用を承認しない場合は、「浜田市食育推進キャラクター等使用不承認通知書(様式第3号)」により、申請者あて通知するものとする。

(使用承認の条件)

第7条 ネットワーク会議は、使用承認にあたって必要があると認める場合には、キャラクター等の使用方法その他について、条件を付すことができる。

2 キャラクター等の使用承認の期間は、承認した日から当該承認した日の属する年度の末日を超えないものとする。

(使用承認期間の延長)

第8条 第6条に定める使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、前条に定める使用承認の内容を変更することなく、承認を受けた年度の末日を越えて引き続き使用しようとする場合は、あらかじめ、「浜田市食育推進キャラクター等使用承認期間延長報告書(様式第4号)」の提出をもって、承認を受けたものとする。なお、翌年度以降についても同様とする。

(使用料)

第9条 キャラクター等の使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第10条 第4条第2号に該当するものとして同条に定める承認申請をすることなくキャラクター等を使用する者及び使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認申請を要しないと認められた範囲内又は承認を受けた内容の範囲内でのみキャラクター等を使用することとし、当該使用の承認の範囲を超えてキャラクター等を使用しようとする場合は、改めて承認等を受けること。
- (2) 当該使用に係る物件の完成見本を速やかにネットワーク会議に提示すること。ただし、完成見本の提示が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。
- (3) キャラクター等を使用する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (4) キャラクター等の一部のみ使用したり、又は変形したり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。ただし、ネットワーク会議が必要と認めた場合は、この限りではない。

(使用者の責務)

第11条 使用者は、キャラクター等の使用に際しては、信義を重んじ、この基準に基づき誠実に使用しなければならない。

2 使用者のキャラクター等の使用に起因して問題が生じたときは、使用者が誠意を持

って速やかに対処するものとし、ネットワーク会議は一切の責任を負わない。

(改善の指示等)

第12条 ネットワーク会議は、本要領の使用基準に適合する使用を確保するために必要と認められる場合は、使用者に対し、キャラクター等の使用等について報告を求め、改善を指示することができるものとする。

(承認等の取消し)

第13条 ネットワーク会議は、キャラクター等の使用が、本要領若しくは承認内容に反していると認められる場合、又は使用者が第12条の規定による報告の求め若しくは改善の指示に対し、速やかに報告若しくは改善の措置を講じない場合は、書面の通知により使用承認の取消又は使用の禁止をすることができる。

2 前項に定めるもののうち、承認の取消しは、「浜田市食育推進キャラクター等使用承認取消通知書（様式第5号）」をもって行うものとする。

3 前2項の規定により、承認の取消又は使用の禁止を受けた者は、取消等の通知があった日以降、当該承認に係る物件の使用、配布、展示等をしてはならない。

(その他)

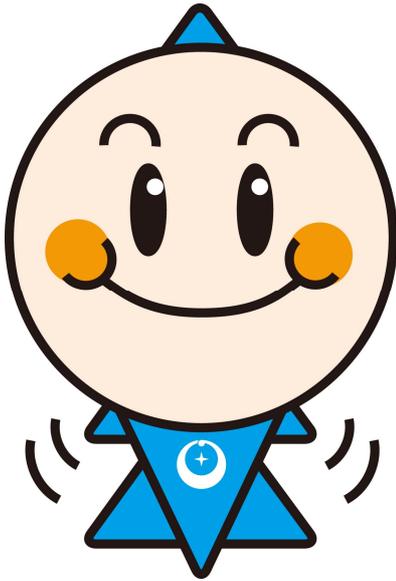
第14条 本要領に定めるもののほか、浜田市食育推進キャラクター等の使用に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

別記（第3条関係）

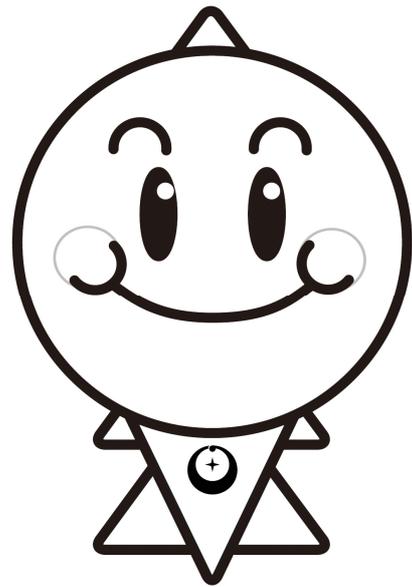
浜田市食育推進キャラクターデザイン及び仕様

浜田市食育推進キャラクター『びいびくん』

カラー

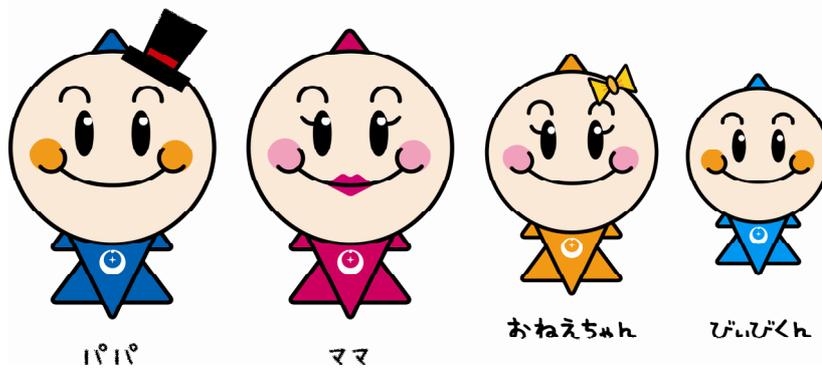


モノクロ



浜田市食育推進キャラクター『びいびくん』&ファミリー

びいびくんファミリー



様式第1号

平成 年 月 日

浜田市食育推進ネットワーク会議
会 長 宮本 美保子 様

申請者 住所
氏名 印
連絡先 担当者氏名
電話

浜田市食育推進キャラクター等使用承認申請書

浜田市食育推進キャラクター等を使用したいので、浜田市食育推進キャラクター使用承認要領の規定を了承のうえ、下記のとおり申請します。

記

- 1 使用内容
- 2 使用期間
平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
- 3 使用場所（店舗、工作物等へ使用する場合）
- 4 添付資料等
 - ※ 製作物等の概要が分かる資料等を添付してください。（工作物等へ使用する場合は、当該工作物等の設置位置図、設計図等）
 - ※ 通知を郵送によることを希望する場合は、申請者の住所、氏名等を記載した返信用封筒（切手を貼付したもの）を添えてください。

様式第2号

平成 年 月 日

様

浜田市食育推進ネットワーク会議
会 長 宮本 美保子 印

浜田市食育推進キャラクター等使用承認通知書

平成 年 月 日付けで使用承認申請のありました浜田市食育推進キャラクター等の使用について承認します。

なお、使用に当たっては、浜田市食育推進キャラクター等使用承認要領を遵守のうえ使用してください。

記

- 1 承認番号
- 2 使用承認の内容
- 3 使用承認期間
平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
- 4 使用場所（工作物等に使用する場合）
- 5 その他

様式第3号

平成 年 月 日

様

浜田市食育推進ネットワーク会議
会 長 宮本 美保子 印

浜田市食育キャラクター等使用不承認通知書

平成 年 月 日付けで使用承認申請のありました浜田市食育推進キャラクター等の使用については、下記の理由により不承認とします。

記

不承認とする理由

様式第4号

平成 年 月 日

浜田市食育推進ネットワーク会議
会 長 宮本 美保子 様

申請者 住所
氏名
連絡先 担当者氏名
電話

印

浜田市食育推進キャラクター等使用承認期間延長報告書

平成 年 月 日付けで使用承認を受けた浜田市食育推進キャラクター等の使用について、下記のとおり使用期間を延長したいので報告します。

記

- 1 承認番号
- 2 使用承認の内容
- 3 使用承認された期間
平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
- 4 延長使用とする期間
平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
- 5 使用承認期間を延長する理由
- 6 その他、特記事項

様式第5号

平成 年 月 日

様

浜田市食育推進ネットワーク会議
会 長 宮本 美保子 印

浜田市食育推進キャラクター等使用承認取消等通知書

平成 年 月 日付けで使用承認した事項について、次のとおり承認を取り消します。

記

- 1 認番号
- 2 使用承認の内容
- 3 使用承認期間
平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
- 4 使用場所（工作物等に使用する場合）
- 5 承認取消の理由
- 6 その他